

平成25年4月1日

広島市水道局が発注する水道施設に係る土木工事および設備工事 積算基準の見直し

 株式会社 システムイン国際

〒732-0052 広島市東区光町 2-6-41

TEL 082-263-3036

コールセンター 0120-627-752

平成25年4月以降設計に係る工事から下記のとおり見直しがされましたのでお知らせいたします。

1 土木工事

(1) 積算基準の見直しについて

これまで、水道施設に係る土木工事の積算基準は、国土交通省所管の土木工事標準積算基準書による経費率で積算がされてきましたが、厚生労働省所管の水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表の経費率に見直しがされます。

(2) 見直し内容

① 工種区分の見直し

工事内容	現行工種区分 (国交省)	改正工種区分 (厚労省)
施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事	下水道工事(2)	開削工事及び小口径推進工事
	道路改良工事	
施工方法がシールド工法又は作業員が坑内で作業する推進工法による管渠工事	下水道工事(1)	シールド工事及び推進工事
浄水場等を構築する構造物工事	下水道工事(3)	構造物工事(浄水場等)

② 間接工事費の対象項目の見直し

これまで水道管布設工事における支給材料(管材費)については、間接工事費の対象外としてきましたが、基準の見直しに伴い、支給材料費(管材費)の1/2を共通仮設費、現場管理費の対象とします。

また、業者持ち材料費(管材費)につきましては、共通仮設費、現場管理費については1/2を対象とし、一般管理費については100%対象となります。

③ 間接工事費等の項目別対象表

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費
対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
項目				
業者持ち	管材費	○(原則 1/2 の金額)	○(原則1/2 の金額)	○
	一般材料費	○	○	○
支給品等	管材費	○(原則 1/2 の金額)	○(原則1/2 の金額)	×
	一般材料費	○	○	×

○対象とする ×対象としない

※管材費とするもの

○管(鋼管、鋳鉄管、それらの接続付属品)

○弁類(仕切弁、空気弁、その他の弁、それらの接合付属品)

○給水管材料(PE 管等、それらの接続付属品)

(注)推進工事、シールド工事などで、二重構造となる場合は、通水断面となる管のみを管材として取り扱うこととする。

※一般材料費とするもの

○ポリエチレンスリーブ、管明示シート・テープ

○マンホール鉄蓋、弁室材等

2 設備工事

(1) 積算基準の見直しについて

これまで、水道施設に係る設備工事(機械、電気工事)については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事積算基準に基づき積算を行ってきましたが、**国土交通省都市・地域整備局下水道部監修の下水道用設計標準歩掛表(第2巻 ポンプ場・処理場編)に見直し**がされます。

(2) 見直し内容

工事内容	現行基準	改正基準
水道施設整備に係る 機械設備工事	公共建築工事積算基準 (機械設備工事)	下水道用機械設備請負工事工 事費積算要領
水道施設整備に係る 電気設備工事	公共建築工事積算基準 (電気設備工事)	下水道用電気設備請負工事工 事費積算要領

※建築付帯工事に係る設備工事(機械、昇降機、電気)については、従来どおり公共建築工事積算基準により積算がされます。